

関西医科大学公的研究費の使用に関する「不正防止計画」(平成30年度)

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

- 1)不正使用防止対策に関する責任体系を明確化する。
- 2)事務処理に関する職務権限や使用ルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3)不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定・実施する。

1.公的研究費の使用に関する不正防止計画			
番号 区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	所管部署
I. 関係者の意識向上に関する事項			
1 意識	どのような行為が研究費不正とみなされるのか十分に理解されていない。	公的研究費に係る説明会を6月に新規向け、継続向けに分けて行い理解度テストを実施し、研究費の不正は研究活動に深刻な影響を及ぼすことを周知する。参加できない研究代表者は参加できない理由書(教授印)を提出することとする。(継続者は3年に1回受講とするが、当年の受講免除者に対しても書面等により働きかけを行う。)	研究課
II. 適正な運営・管理の基礎となる環境に関する事項			
2 執行ルール	研究費の使用ルールが十分に理解されていない。	・執行に関するFAQについて、課内にて定期的に問い合わせ事項の集約・精査を行い、1ヶ月(もしくはそれよりも短期間)を目処に追加・更新する。	研究課

Ⅲ. 不正発生要因の把握に関する事項			
3 執行管理	研究費の執行が年度末に集中している。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月に収支簿等を研究者に送付し内容の確認と執行の適正性の調査を行うとともに、12月に内部監査室のモニタリングを行い執行の適正性を確認する。 ・四半期ごとに採択研究費のうち一定割合を選定し、月ごとの執行額を確認の上、計画的な適正執行ができているか調査を行う。 	研究課 内部監査室
Ⅳ. 不正防止対策に関する事項			
4 誓約書	業者が不正行為に関わった場合に取引停止等の処分があることを十分に理解されていない。	複数の私立医科大学(3~5校以上)に周知方法のヒアリングを実施する。ヒアリング結果を踏まえ、具体的な周知方法を立案し、関係各所へ実施計画を周知のうえ9月1日より運用を開始する。その後、業者に対し、新たな周知方法の認知度をアンケートにて調査し、効果を確認する。	物流センター
	教職員等が不正行為に関わった場合に、大学による処分と法的責任を負うことを十分に理解されていない。	誓約書を取り、コンプライアンス教育の受講・CITIの受講を徹底する。各講座(部門)のコンプライアンス推進担当者を通して通知し、研究代表者・研究分担者・研究協力者の受講率100%を目指す。	研究課